

答申第 54 号
平成16年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成16年2月28日付け諮問第149号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認める理由等

1 本件ホームページによる情報提供の有用性について

「但馬の特産街道」は、但馬地域の農林水産物の生産活動、加工活動、直売活動、観光農園等体験交流施設の運営活動、農家民宿等宿泊施設の運営活動、郷土料理の提供活動、道の駅等複合交流施設の運営活動を行う団体や個人（以下「地域おこし団体等」という。）が、その活動に関する情報を登録し、但馬県民局ホームページにおいて、但馬の食文化・特産物などとともに、その活動内容、連絡先などの情報を広く提供するものです。

本件ホームページによる情報提供は、次の有用性が認められます。

- (1) 消費者が、場所や時間の制約を受けず、但馬地域の地域おこし団体等の広範かつ最新の情報を入手することが可能になること。
- (2) 但馬の食文化・特産品などとともに地域おこし団体等の活動内容、連絡先などの情報を広く提供することによって、交流の輪を広げ、但馬地域の農林水産業の振興につながり、但馬地域の活性化の一助となること。

2 個人情報の保護について

本制度は、次のことを通じて、個人情報が慎重に取り扱われることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

- (1) 個人情報の収集に当たっては、収集目的を明確にした上で、原則として本人から収集することとしていること。また、収集する個人情報も、必要最小限度の範囲に限定していること。
- (2) ホームページによる情報提供に当たっては、提供する個人情報の本人から同意を得ることとしていること。また、提供する個人情報は、地域おこし団体等への連絡及び活動内容の紹介に必要不可欠なものに限定していること。
- (3) 個人情報の訂正又は削除の求めがあった場合は、速やかに対応することとしていること。
- (4) 収集した個人情報について、ロッカーでの保管、管理責任者の設置、データ入力に係るID及びパスワードの設定等適切な保護措置が講じられていること。
- (5) 本件ホームページの作成に当たって、業者に技術的な支援を委託しているが、県との委託契約において、「個人情報の取扱いの考え方」の遵守義務を定めるなど、(1)から(4)までの個人情報保護措置に適切に対応することが明らかにされていること。